

令和5年12月25日（月）  
宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議

## 会 議 資 料

- 1 宮崎県における成年後見制度の概況・・・・・・・・・・ 1 ～ 11
  
- 2 宮崎県における成年後見制度に関する担い手の確保・育成の方針  
・・・・・・・・・・ 12 ～ 19
  
- 参考資料
  - ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律・・・・・・・・・・ 20 ～ 24
  - ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要・・・・・・・・・・ 20 ～ 32
  - ・ 宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議設置要綱・・・・・・・・・・ 33 ～ 34

# 宮崎県における 成年後見制度の概況

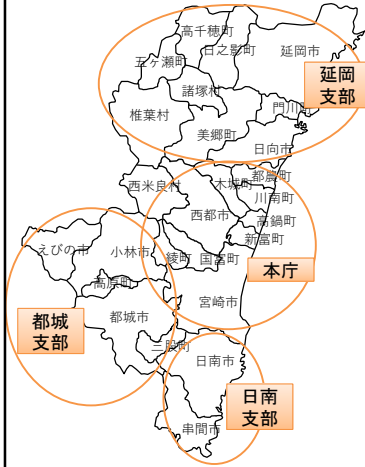
1

## 目次

- ① 宮崎県の概況
- ② 市町村の体制整備の状況
- ③ 県の取組
- ④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画

2

# ①宮崎県の概況

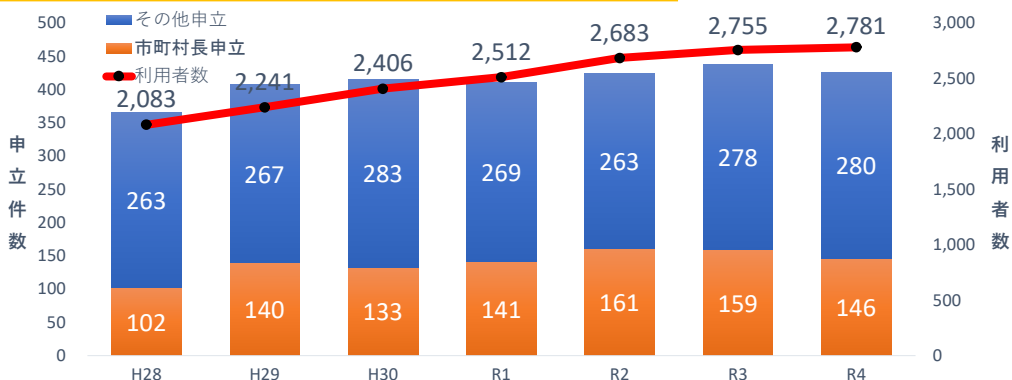


面積	7,735km <sup>2</sup>
市町村数	26市町村 (9市14町3村)
宮崎家庭裁判所 (本庁・支部数)	本庁・3支部
総人口 (R5.10.1時点) ※1	1,040,711人
65歳以上の高齢者数 (R5.10.1時点) ※1	351,082人
最大母数	
介護保険認定者数 ※2	60,329人
療育手帳の所持者数 ※2	12,056人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	8,967人
計	81,352人
有効母数	
認知症高齢者数 ※2	53,796人
療育手帳A判定所持者数 ※2	4,591人
精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	581人
計	58,968人
一部想定数	
日常生活自立支援事業の利用者数	615人
成年後見制度利用者数 (R5.6.30時点) ※3	2,771人
後見受任可能な専門職等団体会員数 (R5.4.1時点) ※4	315人
法人後見受任法人数 (うち社協) ※3	22法人 (11社協)

※1 宮崎県統計課「宮崎県の推計人口」  
 ※2 厚生労働省成年後見制度利用促進室調査 (R4.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。)  
 ※3 宮崎家庭裁判所調べ  
 ※4 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ (弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会の会員総数)

3

## 申立件数, 成年後見制度利用者数等



	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
申立件数 (件)	365	407	416	410	424	437	426
市町村長申立	102	140	133	141	161	159	146
市町村長以外による申立	263	267	283	269	263	278	280
成年後見利用者数 (人)	2,083	2,241	2,414	2,512	2,683	2,755	2,781
(前年比・増加率)		6.9%	7.6%	7.7%	4.1%	6.9%	2.7%

※1 宮崎地方家庭裁判所統計に基づく概数。今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。  
 ※2 申立件数は、成年後見・保佐・補助開始及び任意後見監督選任事件の合計数  
 ※3 申立件数、市町村長申立件数は当該年の1月から12月までに申立があった件数  
 ※4 成年後見制度利用者数は、各年12月末日現在

4

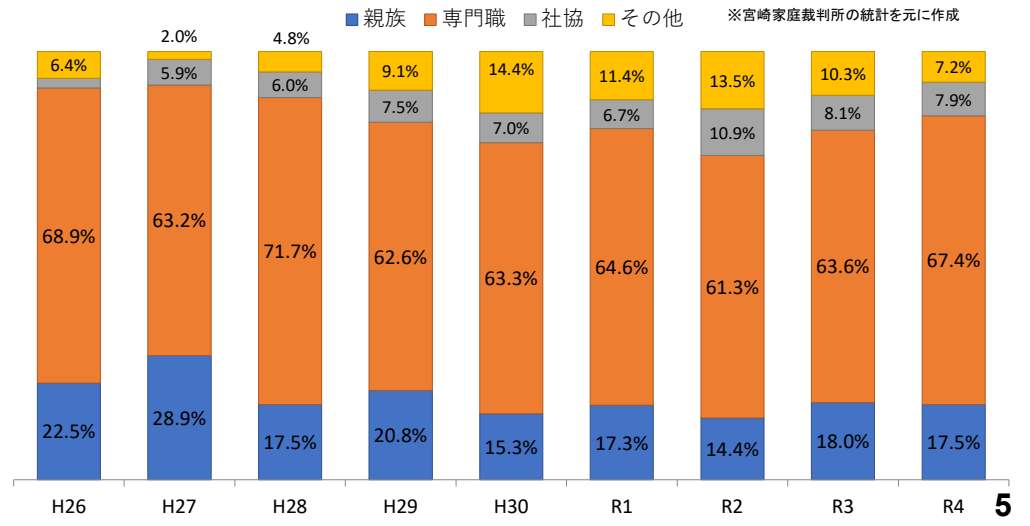
## 成年後見人と本人との関係

親族後見人の割合

低下(22% → 17%)

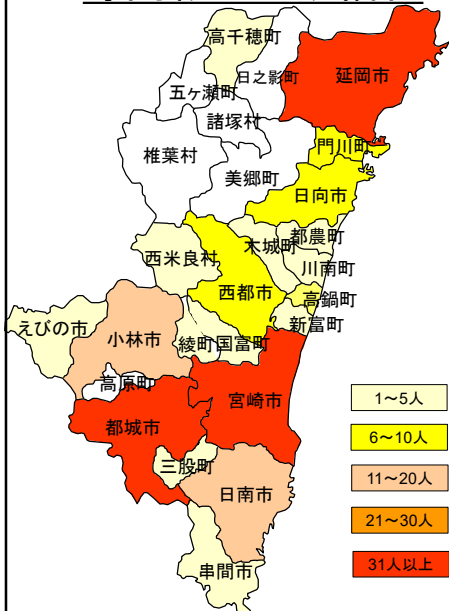
第三者後見人の割合

上昇(78% → 83%)



## 専門職団体等の成年後見等受任可能会員数(R5.4.1時点)

### 専門職の地域偏在



	弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	行政書士会	税理士会	精神保健福祉士協会	計	R4.4.1比増減
西臼杵	高千穂町	0	1	1	0	0	2	0
	日之影町	0	0	0	0	0	0	0
	五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0
	延岡市	6	7	24	6	0	43	0
日向市	2	0	8	0	0	10	1	
東臼杵	門川町	0	0	7	1	0	8	1
	諸塚村	0	0	0	0	0	0	0
	椎葉村	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	西都市	1	1	8	0	0	10	0
児湯	高鍋町	0	2	5	0	0	7	0
	新富町	0	0	1	0	0	1	0
	西米良村	0	0	1	0	0	1	1
	木城町	0	0	1	0	0	1	0
	川南町	0	2	0	0	0	2	0
	都農町	0	0	2	0	0	2	0
	宮崎市	49	31	62	8	2	153	3
東諸県	国富町	0	1	3	0	0	4	0
	綾町	0	1	0	0	0	1	0
都城市	7	8	15	1	1	32	3	
北諸県	0	0	1	0	0	0	1	▲1
小林市	1	5	10	1	1	0	18	1
えびの市	0	1	1	0	0	0	2	0
西諸県	0	0	0	0	0	0	0	0
日南市	1	3	7	1	0	0	12	0
串間市	0	1	3	0	0	0	4	0
県外	0	0	1	0	0	0	1	0
計	67	64	161	18	4	1	315	9

## 法人後見実施法人 (R5.6.30時点)

※1 本統計は、宮崎家庭裁判所による統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。  
 ※2 宮崎家庭裁判所のシステム登録データ上では、平成21年から法人の後見人が選任されている。

所在地	法人・団体名	累計受任件数		うちR5.6未採算分	
		件数	うち首長申立	件数	うち首長申立
宮崎市	宮崎市社会福祉協議会	92	87	38	35
	司法書士法人A	59	12	28	1
	司法書士法人B	1	0	0	0
	一般社団法人C	28	13	14	4
	一般社団法人G	4	0	4	0
	弁護士法人D	6	0	5	1
	弁護士法人E	1	0	0	0
都城市	都城市社会福祉協議会	15	11	11	7
	一般社団法人H	32	1	23	1
延岡市	一般社団法人J	63	17	47	11
	一般社団法人K	8	6	8	6
小林市	小林市社会福祉協議会	62	30	45	19
	一般社団法人I	76	19	50	14
日向市	日向市社会福祉協議会	28	27	21	20
西都市	西都市社会福祉協議会	28	20	18	13
	合同会社F	5	2	4	2
三股町	三股町社会福祉協議会	3	1		
高鍋町	高鍋町社会福祉協議会	21	6	20	6
椎葉村	椎葉村社会福祉協議会	1	1	1	1
門川町	門川町社会福祉協議会	6	5	4	4
美郷町	美郷町社会福祉協議会	16	7	8	4
日之影町	日之影町社会福祉協議会	8	4	1	1
合計		563	269	350	150

7

## 目次

- ① 宮崎県の概況
- ② 市町村の体制整備の状況
- ③ 県の取組
- ④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画

8

## ②体制整備の状況

(R5.10.1時点)

- 中核機関  
26市町村(100%)
- 市町村計画  
20市町村(76.9%)
- 協議会  
12市町村(46.2%)

※R5年度 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」を基に作成

市町村名	中核機関			市町村計画		協議会	
	設置	年月日	形態	策定	年月日	設置	年月日
宮崎市	○	R4.3.31	直営		未定 (検討中)		未定 (検討中)
都城市	○	H31.3	直営	○	H31.3	○	H31
延岡市	○	R1.10.1	広域委託	○	R4.3.1	○	R2
日南市	○	R2.4.1	直営	○	R2.4.1	○	R2
小林市	○	R3.9.21	広域委託	○	R3.3.31	○	R3
日向市	○	R5.4.1	直営		未定 (検討中)		未定 (検討中)
串間市	○	R2.4.1	直営	○	R3.3	○	R2
西都市	○	R4.4.1	直営	○	R4.4.1		R7年度
えびの市	○	R3.9.21	広域委託	○	R3.3.31	○	R3
三股町	○	R4.3.31	直営	○	R3.3	○	R4
高原町	○	R3.9.21	広域委託	○	R3.3.31	○	R3
国富町	○	R4.3.31	直営	○	R2.3	○	R3
綾町	○	R4.3.31	直営		R5年度		未定 (検討中)
高鍋町	○	R3.4.1	広域委託	○	R4.3		未定 (検討中)
新富町	○	R3.4.1	広域委託	○	R3.3		未定
西米良村	○	R3.4.1	広域委託		未定 (検討中)		未定
木城町	○	R3.4.1	広域委託		未定 (検討中)		未定
川南町	○	R3.4.1	広域委託	○	R3.3		R6年度
都農町	○	R3.4.1	広域委託	○	R3.3		未定
門川町	○	R4.3.31	直営	○	R5.4.1		未定 (検討中)
龍塚村	○	R4.4.1	直営	○	R4.4.1		未定 (検討中)
椎葉村	○	R4.8.1	直営	○	R4.3		未定 (検討中)
美郷町	○	R4.3.31	直営		未定 (検討中)		未定 (検討中)
高千穂町	○	R1.10.1	広域委託	○	R4.3.1	○	R2
日之影町	○	R1.10.1	広域委託	○	R4.3.1	○	R2
五ヶ瀬町	○	R1.10.1	広域委託	○	R4.3.1	○	R2

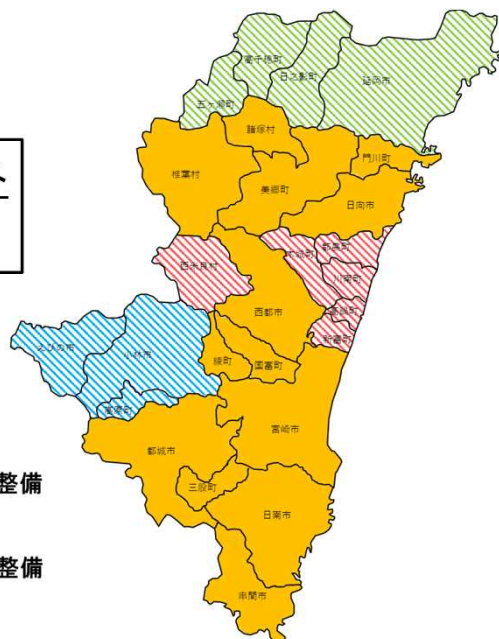
9

## 中核機関の整備状況

**全市町村整備済み**

(令和5年4月1日時点)

- 単独で整備
- 広域で整備



10

## 県内中核機関の機能一覧(R5.10.1時点)

市町村名	権利擁護の相談支援				権利擁護支援チーム形成			権利擁護支援チームの自立支援			
	窓口での相談対応	施設等への出張相談	専門職による相談会	ケース会議への出席	支援の方針の検討	適切な申立ての調整	受任調整を含むチーム体制づくり	チーム開始の支援	チームへのバックアップ	後見人等、チーム関係者からの相談対応	支援の見直しに係る検討・調整
宮崎市	○	○		○	○		○	○		○	
都城市	○		○								
延岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
日南市	○			○	○	○		○	○		
小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日向市	○			○	○	○					
串間市	○			○	○	○		○		○	
西郷市	○	○		○							
えびの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三股町	○			○	○	○	○	○			
高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国富町	○					○				○	
綾町	○			○							
高鍋町	○	○		○	○	○	○		○	○	○
新富町	○			○	○	○	○		○	○	
西米良村	○			○	○	○	○			○	○
木城町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
川南町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
藤原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
門川町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
諸塚村				○	○	○			○	○	
椎葉村	○										
美郷町	○			○							
高千穂町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
日之影町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※R5年度 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」を基に作成

11

## 目次

①宮崎県の概況

②市町村の体制整備の状況

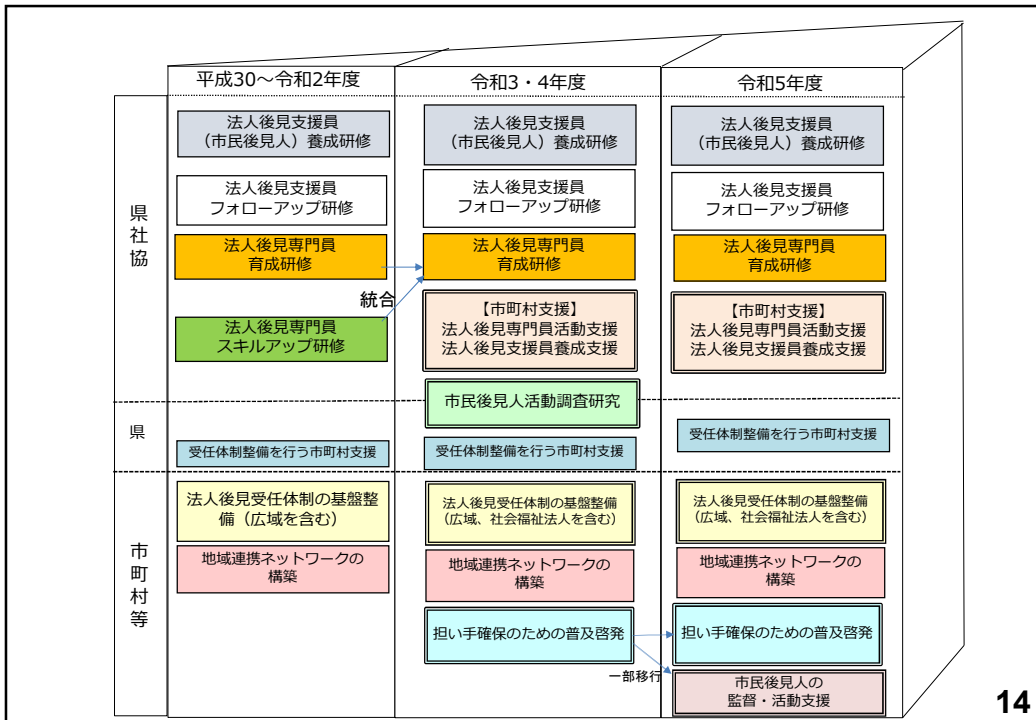
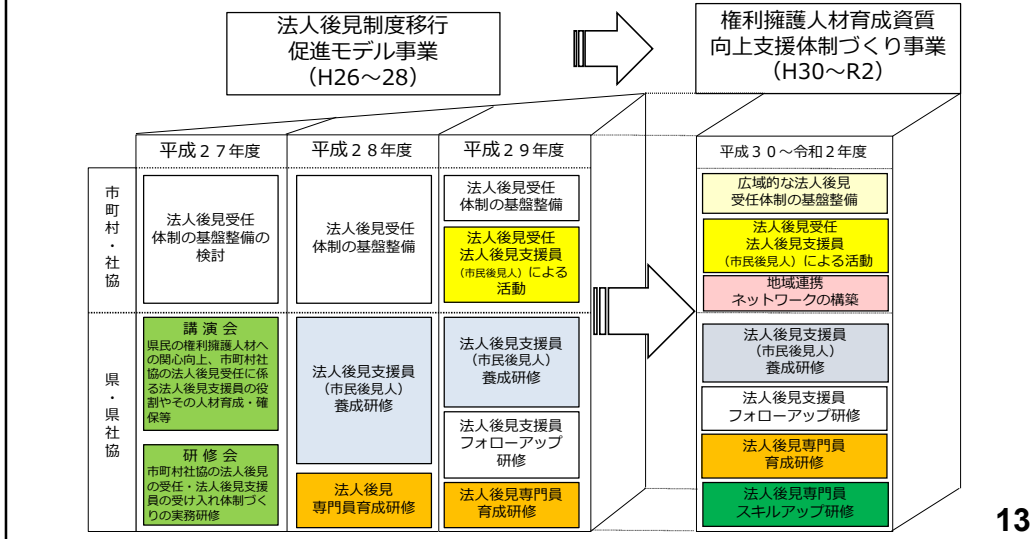
③県の取組

④第二期成年後見制度利用促進基本計画

12

## ②成年後見制度利用促進事業

県民がどの地域でも成年後見制度を利用できる  
体制整備を目指す





## 法人後見支援員（市民後見人）養成研修（H28～）

- ① 概要
  - 市民後見に関心のある県民を対象に、国が示す市民後見人カリキュラムを基本として、養成研修を開催し、「法人後見支援員（市民後見人）」の育成を図る。
- ② 実施主体
  - 宮崎県社会福祉協議会（県委託）
- ③ 市町村への協力依頼
  - 説明会（会場確保、アンケート調査への協力）
  - 参加候補者の募集・面接・選考
  - 体験実習（訪問施設等の確保）
  - 修了者の登録
  - その他（参加者の旅費、テキスト代負担の検討等）

15

## 研修の実績

研修修了者数：242人

市町村：90人 県：152人  
H25～26：82人 H28：20人  
R4：8人 H29：19人  
※令和4年度から H30：41人  
延岡・西臼杵地区 R01：12人  
で研修を開始 R02：16人  
R03：17人  
R04：27人

うち活動中：87人

法人後見支援員：44人  
市民後見人：5人  
日自支援員：38人

養成してもすぐに活躍する場所が少ないことが課題

16

## 中核機関連携ネットワーク会議の開催

### ①対象

- ・全26市町村の中核機関、市町村

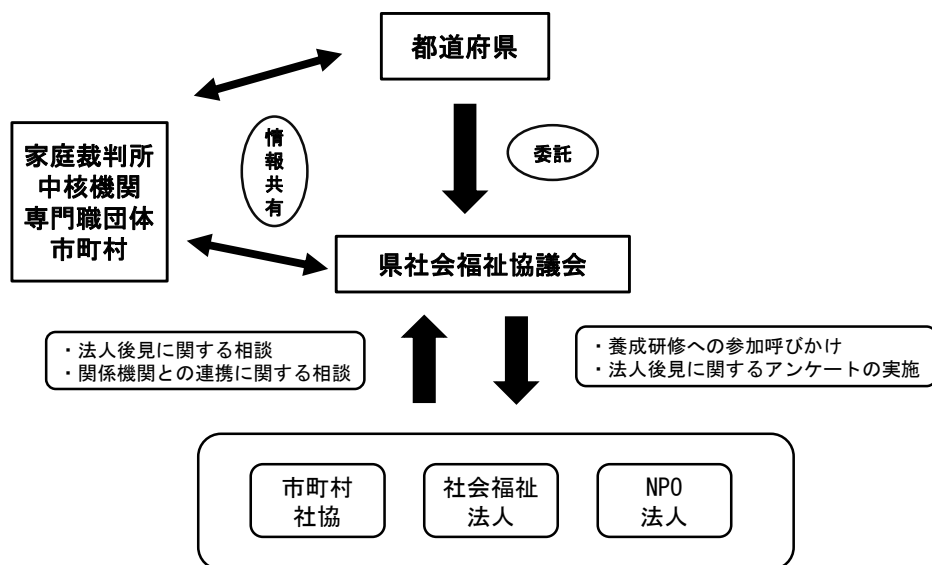
### ②内容

- ・県内における中核機関の整備状況
- ・日常生活自立支援事業と法人後見の現状
- ・各中核機関の取組状況の報告
- ・質疑応答、意見交換

17

## 権利擁護支援に関する新たな担い手の確保

概要



18

## 権利擁護支援に関する新たな担い手の確保

事業内容

- ・ 情報収集（アンケートの実施、聞き取り調査）
- ・ 法人後見支援員（市民後見人）養成研修への参加呼びかけ
- ・ 関係団体との連絡調整  
家庭裁判所、中核機関、専門職団体との意見交換の場の設定  
市町村社会福祉協議会との意見交換（役割分担、日自の状況把握）
- ・ 既に法人後見を実施している団体との意見交換
- ・ 市町村との意見交換（市町村申立、養成研修）

19

## 権利擁護支援に関する新たな担い手の確保

アンケート

### ○目的

市町村社会福祉協議会や社会福祉団体等を対象に、権利擁護支援事業の受託可能な法人の調査・ヒアリング等を実施し法人後見等の事業への参画を図る。

### ○実施内容

宮崎県内に事務局を有する社会福祉法人361法人及び、法人後見体制未整備の10市町村の社協、合計371法人にアンケート調査を実施。

### ○回答

社会福祉法人・・・110法人  
市町村社協・・・10社協

20

## 権利擁護支援に関する新たな担い手の確保

アンケート

### 《回答の分析①》

- 成年後見制度の認知度は「よく知っている」「少しは知っている」が回答数の90%になっており、制度自体の認知はある程度進んでいると思われる。
- ただし、自法人（社会福祉法人）が受任できることに対する認知度は約半数の51%である。成年後見制度を知っている法人でも40%は受任できることは知らなかったと回答している。
- 受任の現状は、「過去に受任している」あるいは「現在受任している」は4%と少ない。
- 必要性を感じている法人は60%を超えているが、検討まで至っていない法人が多数を占めている。一方、「必要性を感じていない」「法人として受任すべきではない」と考えている法人は40%であった。
- 必要性を感じている理由としては、「利用者の権利擁護に必要な制度である」、「本人や家族からの依頼がある」と併せて、「成年後見人の候補者が少ない」が多く回答されている。

21

## 権利擁護支援に関する新たな担い手の確保

アンケート

### 《回答の分析②》

- 法人が受任する課題として、利益相反が生じることや人員及び財源確保が多く挙げられており、必要性は理解できるが、法人で実施することに対する難しさが垣間見える。
- 県が実施する法人後見支援員養成研修受講については、必要性を感じている法人の受講希望は42%でありそのうち法人後見受任に対して検討はしていないが必要性を感じている法人の37%は受講したいと回答している。
- 法人からの意見や要望として、成年後見制度は今後ますます需要は増えてくるとの認識がある中で、人員確保が困難なため、現状では取り組みが難しいとの声がある。さらに、年々社会福祉法人に対する負担は大きくなってきており、これ以上の負担は福祉運営の担い手が限られてくる恐れがあるという声もあった。
- 後見事務受任者への報酬補助制度を充実させることによって職業的受任者が増える方が良く考える、という意見もある。

22

# 宮崎県における成年後見 制度に関する担い手の確 保・育成の方針

23

## 目次

- ①宮崎県の概況
- ②市町村の体制整備の状況
- ③県の取組
- ④第二期成年後見制度利用促進基本計画

24

## 都道府県の役割についての記載

### ○都道府県の機能強化

都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、**市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。**（P61）



## 役割に応じた KPI（重要業績評価指標）の設定

25

第二期基本計画の工程表とKPI①						
優先して取り組む事項※3	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
		任意後見制度の利用促進 ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット、ポスターなどによる制度の周知		
担い手の確保・育成等の推進	・全47都道府県  ・全47都道府県	市町村後見人養成研修カリキュラムの周知の検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な周知し等の検討 ※周知しを実施する市町村は、個別の状況に応じて実施		市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
都道府県の機能強化	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

26

## 第二期基本計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
制度等 の 見直し の 検討 に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しを検討				
制度の 運用 改善等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討				
地域 連携 ネット ワーク づくり	地域連携ネットワークづくり	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討				
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
			取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の進捗状況等を踏まえた事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

27

## 「担い手の確保・育成の推進」に関する記載

### 第二期基本計画 P50～P51

#### ○多様な担い手の確保・育成の推進

全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

#### ○都道府県によるしくみづくり

担い手の確保・育成は、成年後見制度利用促進法第15条等に基づく都道府県による取組（担い手の確保・育成のしくみづくり）が必要

28

# 宮崎県における成年後見制度に関する担い手の確保・育成の方針（案）

宮崎県長寿介護課  
医療・介護連携推進室  
令和5年 月策定

## 1 現状と課題

### （1）人口構造等の変化

宮崎県では、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は、今後ますます高まっていくものと考えられる。

一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、制度そのものや相談先の周知不足などの様々な理由により、認知症高齢者等の数と比較して少ない状況である。

また、制度の担い手となる「成年後見人」についても、今後増加する権利擁護支援ニーズに対応できる人数は不足している状況である。

このような中で、認知症高齢者を含む判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、成年後見制度の利用を推進するとともに、担い手の確保・育成にも取り組む必要がある。

### （2）国の動向

国は令和4年4月に、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）を策定。

これにより、都道府県は、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすこととされ、市民後見人及び法人後見の担い手の育成方針を策定し、意思決定支援研修等の施策に取り組むこととされた。

## 2 方針

第二期計画に示された事項を基に、宮崎県における取組は、下記の3つの方針に沿って行うこととする。

### （1）成年後見人の確保・育成

本県の成年後見人に占める親族の割合は2割弱となっており、専門職等が約8割強を担っている状況。

今後、増加が予想されている権利擁護支援ニーズに対応する人材を増やす必要があることから、市民後見人や法人後見支援員等に関する研修等の実施、新たな法人後見実施団体の参画の推進等により、新たな担い手を確保・育成する。

### （2）成年後見人候補者等への活動支援

県が実施する法人後見支援員（市民後見人）養成研修（以下、養成研修という。）の修了者は、



成年後見人の候補者となりうることから、これらの者を対象としたフォローアップのための研修開催や、成年後見に関係する啓発活動等への参画促進などを通じて、活動を支援する。

また、後見業務に携わる関係者からの相談対応等、後見人の支援に努める中核機関の取組を推進する。

### (3) 様々な主体との連携

市町村が構築する「地域連携ネットワーク」には、家庭裁判所、専門職団体、中核機関等との連携が必要不可欠であることから、県・市町村協議会等を通じた体制の構築・強化を図る。

#### 【圏域の設定】

社会資源の地域偏在等により市町村単独での取組が困難な場合、県は、家庭裁判所の管轄を基にした下記の圏域を単位として、域内市町村の活動を推進する。

- ① 宮崎・東諸県圏域（宮崎市、国富町、綾町）
- ② 西都・児湯圏域（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）
- ③ 日南・串間圏域（日南市、串間市）
- ④ 都城北諸県・西諸県圏域（都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町）
- ⑤ 延岡・西臼杵圏域（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）
- ⑥ 日向・入郷圏域（日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町）

## 3 具体策

### (1) 成年後見人の確保・育成

#### ① 市民後見人・法人後見支援員養成に係る研修の実施

- ・県は、国が策定する養成カリキュラムに基づき、市民後見人・法人後見支援員を養成するための養成研修を実施する。
- ・県が実施する養成研修と各圏域又は市町村単独で実施する養成研修については、単位の互換性を認めるとともに、それぞれの役割を分担した上で実施することを検討する。
- ・市町村は、県が実施する養成研修の周知に努める。
- ・市町村は、県が実施する養成研修に参加する受講者に対して、研修に要する費用の助成やリモートで受講できる会議室、機材の貸与など環境整備等の支援に努める。
- ・市町村は、地域の実情に応じた担い手の確保・育成を図るため、各圏域・市町村単独での研修の実施を検討する。

#### ② 新たな法人後見実施団体の参画の推進

- ・県は、市町村社会福祉協議会による法人後見の実施を推進するとともに、市町村社会福祉協議会以外の新たな法人後見実施団体の参画を促進する。

③ 市町村における担い手の方針の策定

- ・ 第二期計画の目標にあるとおり、市町村は、各市町村の成年後見制度に関する計画（以下、市町村計画という。）の策定及び現計画の改定を行い、市町村計画の一部に担い手の確保・育成の取組を定めるよう努める。
- ・ 県は、市町村計画の策定及び改定に係る状況や内容を適宜把握し、県全体の情報を市町村と共有するなど、市町村の取組を支援する。

(2) 成年後見人候補者等への活動支援

① 養成研修修了者へのフォローアップ

- ・ 県及び市町村は、県、各圏域及び市町村単独で実施した養成研修を終了した者（以下「修了者」という。）に対して研修や意見交換会を実施する等、フォローアップに努める。

② 成年後見に関係する活動の推進

- ・ 県及び市町村は、修了者に対して、法人後見や成年後見制度に関する業務を行う団体に関する情報を積極的に紹介するよう努める。
- ・ 県及び市町村は、修了者に対して、研修や啓発事業等に参画するよう促す。

③ 名簿の作成・管理

- ・ 県及び市町村は、修了者の氏名や活動状況を掲載した名簿を作成する。

④ 後見人の支援

- ・ 中核機関は、親族後見人、法人後見支援員、市民後見人等からの相談対応や、後見人等では解決できない課題への支援策の検討等の支援に努める。

(3) 様々な主体との連携

① 協議会※の設置

- ・ 第二期計画の目標とされているとおり、市町村は協議会（以下、市町村協議会という）を設置し、担い手の育成方針や現状について、管轄の家庭裁判所、中核機関、専門職団体等との意見交換会を定期的に開催するよう努める。
- ・ 県は、市町村協議会の設置状況や協議内容を適宜把握し、県全体の情報を市町村と共有するなど、市町村の取組を支援する。
- ・ 県は、成年後見制度普及検討連絡会議（以下、県協議会）等を通じ、専門職団体等との連携を図る。

※専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。

② 県及び市町村協議会への協力体制の構築

- ・ 県は、家庭裁判所、専門職団体に対し、県及び市町村協議会、研修、意見交換会や、県が実施する調査等に積極的に参加・協力するよう働きかける。

③ 中核機関の連携体制の構築

- ・ 県は、各中核機関相互の連携体制を構築し、情報交換の場の提供や、先進事例の共有等を行うことにより、機能の向上を促進する取組を実施する。

④ 家庭裁判所及び専門職団体との連携

- ・ 県は、家庭裁判所及び専門職団体が開催する研修、意見交換会に積極的に参加・協力する。
- ・ 家庭裁判所及び専門職団体は、県及び市町村協議会、研修、意見交換会や、県が実施する調査等に積極的に参加・協力するよう努める。

⑤ 法人後見実施団体との連携

- ・ 県及び市町村は、法人後見実施団体の現状を把握し、積極的に連携を図るよう努める。

